

軽四輪貨物自動車 仕様書

1	物件名称	軽四輪貨物自動車
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による物品とすると仕様に合わない場合には、仕様を優先する。
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	1台
5	納入期限	令和3年12月16日
6	納入場所	横須賀市小川町18番地 横須賀市公用車車庫
7	特記事項	別紙仕様書のとおり
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、供給者の請求により一括払いで支払う。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市小川町11番地 横須賀市みなと振興部水産振興課 関口 TEL 046-822-8298 FAX 046-826-3210

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 軽四輪貨物自動車 仕様書

- 1 車 種 軽四輪貨物自動車  
定員：4名  
使用燃料：レギュラーガソリン  
変速機：オートマチックトランスミッション  
駆動方式：2WD  
車体の形状：バン（箱型タイプ）5ドア（ハイルーフ）
- 2 排 気 量 660cc クラス
- 3 車 体 色 白、シルバー系とし、追加料金の発生しないものの中から協議のうえ決定する。
- 4 台 数 1台
- 5 納 期 令和3年12月16日  
（実際の納入日については、別途協議して決定する。）
- 6 納 入 場 所 横須賀市小川町18番地 横須賀市公用車車庫
- 7 仕様の概要 (1) 集中ドアロック  
(2) デュアルエアバック  
(3) 後部座席ヘッドレスト  
(4) カーエアコン  
(5) カーラジオ (AM・FM)  
(6) パワーステアリング  
(7) パワーウインドウ（前席のみでも可）  
(8) 熱線リアウインドウ
- 8 付 属 品 フロアマット1台分、サイドバイザー、標準工具一式、スペアタイヤ又はパンク修理キット、三角停止表示板、荷台マット（撥水、防水生地のもの）、カメラ本体一体型の常時記録型ドライブレコーダー（前面カメラのみ。また、ドライブレコーダーは使用可能な状態に配線し、取り付けること。なお、記録メディアはマイクロSDカードとし、16GBのマイクロSDカードを1枚付けること。）
- 9 文 字 記 入 あり（車体リヤ後方に「横須賀市」の文字。1文字5cm角程度。）  
文字色は協議のうえ決定。
- 10 グリーン購入 横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による物品とすると仕様に沿わない

場合には、仕様優先する。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかグリーン購入」参照)

- 11 登 録 手 続 新車登録は供給者が行い、その費用も負担すること。  
また、登録日は別途協議により決定する。
- 12 諸 経 費 自動車損害賠償責任保険(以下、自賠責という。)、自動車重量税、自動車リサイクルの加入支払手続きは、供給者が代行して行い、納車の際に次のものを提出すること。なお、当該費用については、本供給とは別に、請求のあった日から概ね30日以内に支払うものとする。
- (1) 自賠責保険証明書
  - (2) 自動車重量税領収書の写し又はこの金額が確認できるもの
  - (3) リサイクル券
  - (4) 自賠責保険の請求書
  - (5) 自動車重量税の請求書
  - (6) リサイクル券の請求書
- 13 下 取 り 車 種 次の車両を引取るものとし、実際の引取り日については別途協議する。また、引取りについては、供給者が行い、それに係る経費については、購入代金に含むものとする。なお、引取車両を見学したい場合及び車検証(写)が必要な場合は、質問の締切日までに、みなと振興部水産振興課(電話046-822-8298)へ連絡すること。
- (1) 車 名 ダイハツ ハイゼット
  - (2) 登 録 番 号 横浜480 か 1489
  - (3) 年 式 平成19年
  - (4) 車検有効期限 令和3年12月16日
  - (5) 走 行 距 離 127,727 km(令和3年7月末)
  - (6) そ の 他 フロントガラスに飛石によるものと思われる小さい傷あり。
- 14 そ の 他 (1) 下取り車両の抹消登録又は名義変更及び処分等は受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書(名義変更の場合はそれを証明する書類)を市に提出すること。
- (2) 下取り車両の引取り後、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去し、それを証明する書類(文字を消した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。